



地元であります大阪の建設業関係者の中におきましても、かような事態に対応いたしまして雇用対策協会といふものをつくりまして、労務者の確保というためのいろいろな具体策を検討し、また推し進めておるという現状でござります。同時に、全国的な建設業の団体であります全建におきましても、各職種別の協会に対しまして、大工さんとかあるいは右臂とかそういうふうないろいろな協会がございますが、さような協会とも懇談をいたしまして労務者の確保ということについて対策を進めておるわけでございます。

また役所側といたしましても労務問題でございますので、労働省側とも十分な打ち合わせをする必要があるということで労働省、建設省それから協会の三者が集まりまして、万博だけのものでは必ずしもございません、一般の労務対策全般について懇談会を重ねておりますが、この万博に関連しましては、ただいま申し上げたようないろいろな方法のもとに業界自身で各手持ちの労務者がおられるわけでございます。その手持ちの労務者を互いに融通し合うということを業界自身としても考えてほしいということを当面の対策として進めておる次第であります。

しかし冒頭申し上げましたように、建設労務者の不足といふものは万博ということを契機にしまして大幅にできたことは事実でございますけれども、全体的に問題がございます。今後労務者を特に技能系労務者をいかに確保するかということことは重要な課題でございますので、建設省におきましてオペレーターあるいはフォアマンとして産業開発青年隊といふもので訓練いたしておりますが、そういったものの充実をはかる。あるいは労働省において職業訓練制度がございます。これの拡充をはかる。さらに事業内訓練に対しまして労働省から補助金を出しておるわけでございます。この幅をもとと積極的に広げて技能系労務者の養成をはかるということについて相談をいたし、計画をつくつておるような状況でございました。また同時にそういう施設をつくりましても、

建設労務者になりたいという人がわりあい少ない。なぜかと申しますと、建設労働自体があまり恵まれない。賃金は相当よくなりましめたけれども、保険関係とかあるいは厚生施設あるいは労働災害といったようなことに関連いたしまして、若い人の魅力が多少薄れておるという面もござります。同時に、全般的に労働力が不足する状況でございますので、これらについても待遇の改善なり安全管理制度の徹底ということをはかつておるわけでござります。また同時に、労働節約型の施工機械化とかあるいは工事の機械化、資材の工場生産化というふうなことをはかつてまいりたい、かよう考へておる次第でござります。

○小川(新)委員 いま詳しく対策についてお聞きしたのでありますけれども、この労務者の中でもそういう技能関係の人材の充足状況、これを一〇〇としますと、下水道の技能関係の一年間の充足率はどのくらいでありますか。

○志村政府委員 建設業関係の技能労働者の不足状況は、四十一年度におきましては二六・五%程度でございまして、人数にいたしますと十五万ほどでござります。この中でいろいろの職種によりまして不足率が違うわけでございますが、下水道に関連いたしますということになりますと、いろいろな職種があるのでござります。一般土木とかあるいは機械のオペレーターとかいろいろございまますので、一般的には申し上げにくいのでございますが、たとえば建設機械工といったものを例にとりますと、不足率が二一・一%というふうなかつこうになつておるという状況でございます。

○小川(新)委員 最近その充足が非常におくくれておりますといふことで会社が倒産したという例があります。そういう実態はどのように把握なさつておりますか。

○志村政府委員 建設業の倒産がございまして、その倒産の一つの理由いたしまして、労務者が集まらないために仕事ができなかつた、あるいは経営が不振になつた、賃金が非常に高くなつてどうにもならなくなつたというような報告の事例もあります。

ございます。しかし全体的に見ますと、建設業自体の基礎が脆弱であることが倒産の主たる事由であろうと私どもは推定いたしております。  
○小川(新)委員 私が心配しますのは、下水道事業といふものは市町村が管理主体になつております。当然これはいろいろな意見もござりますが、私の考えますところによりますと、地上の表面を流れております河川は国が主体でやつておる。また二級河川の場合には都道府県がやつておる。そしてその河川の下を流れおる下水道の約八〇%が雨水の処理をやつておる。こういうような状態の中で、当然その施行または建設等に関しては国が主体になつてやつていかなければならぬ、そういう重要なときがあなきておるのじやないか。いま市町村に下水道の環境整備をやらしておられますけれども、市町村単位のこういった下水道工事に、いまのような人手不足では、弱体な規模のもとでそういった人集めに非常に市町村は困つておる。こういう点において、国としては何らか考えなければならないときがきておるのじやないかと思います。この下水道事業の主管といふものは、もうそろそろ國に移つていかなければならぬと思いますが、この点について建設大臣はどのようにお考えになつておられますか。

ことは必要だと思ひますけれども、その仕事自身を国が全部やるということは必ずしも私は賛成できないような気がいたします。

○小川(新)委員 ただいまの大臣のお答えは時代に逆行しておるようと考えるのであります。なぜかと申しますと、終戦後一番先に建設に取りかかったのは住宅であり、道路であり、一應それが整備の段階についた。これも國が強力なるバックアップをして、支柱となって戦つてきたからだ。ところが下水道関係においてのみ、市町村にその管理をまかす。これはサービス業であるから当然そうであるという考え方、そのひずみが現在の過密都市化、いろいろな公害問題、河川の汚濁問題となつてあらわれ、また河賀野川のように人命にまで及んでくるような事故が続出してきてる。こういうようなことを考えますと、歐米から比べまして二〇%か三〇%しか進んでいない日本の現在の下水道普及状況というものは、市町村が主管となってやつている以上は、ただでさえ弱体化している地方財政ではまかなつていけぬのではないかと私は考へているのです。建設大臣のただいまの御答弁というものは私は非常に不満感がするのですが、その点についてもう少し明確にお答え願いたいと思ひます。

常におくれておるじゃないか、おくれておるのを公共団体にまかせて、財政面からいってもできないじやないかと言われる。その財政面の考え方には、今回も補助率を多少引き上げましたが、将来にわたつても、あるいは特殊な個所についてもこれは考える必要があると思います。またこれを十分にやらせるためには、やはり起債等の面についても特別な措置を講ずるということが絶対に必要だと思います。とにかくどの公共事業よりも非常にわたくつても、あるいは特殊な個所についてもこれにおくれておるということは私も認めておるわけだと思います。とにかくそいう方面においておくれておるといふことは私も認めておるわけだと思いますから、せつかくそいう方面において努力をしたい、かようによ考えております。

○小川(新)委員 おくれておるということを大臣もお認めになっておりますね。おくれておるのであるから、これを取り戻すためには、現在のままでおくれが取り戻せないじやないか。そのためには、いま道路でも、また川でも国で直轄する事業もあるのだ。だから下水道においても国が直轄でやる。流域下水道のよう、また幹線下水管のように、ここからここまででは國が主体になつてやるのだ。機のほうは市町村または都道府県でおやりなさい、こういう前向きの姿勢、またビジョンというものについていま大臣にお伺いして出さない限りは、これはおくれた、おくれた、おくれたで、おくれつぱなしじゃないか。このおくれをどう取り戻すか、この前向きの姿勢、またビジョンというものについていま大臣にお伺いしているわけです。

○西村国務大臣 おくれを取り戻す方法として、これは全部というわけにいきませんが、特別な場合があればそういう考え方もあるかもしれません。検討してみていいと思ひます。けれども、大体は公共団体の長がそういう気持ちになつて、責任を持つてやるという体制でいいからいい。あくまで進めるということにつきました。いろいろな方法を将来に向かつて検討したい、かように考へておる次第でございます。

○小川(新)委員 いまお考へになつてくださると、御答弁をいただきました。しかしこういう事例があるので、最近人口五万から十万くらいの

中小都市で大団地をつくつた。そこに住民の環境を整備するために道路、学校、上下水道をつくる財源が市町村にないといふのです。そこで、住宅団地または公団住宅をお建てになつたならば、それを付帯するところの住民の環境整備というものはあなたのはうでやりなさいといつて宣言した都市がある。特に道路、学校、こういう目に見える表面にあるものは一生懸命やるのです。目に見えない、下にもぐつておる下水道なんといふものは市町村なんなかなかやりたがらない。それは何%とかいつておるかもしないけれども、これは国全体に立つての、地方公共団体、市町村も含めたところの完成ペーセントは二五%くらいしかないのです。これは五ヵ年計画でこれからやつたつて、おそらく期の目標といふのは達せられないのであります。またこの五ヵ年計画で企図しておるのは、これはこれでもつて全部が終わるというものではございませんで、都市面積に対し二三%くらいはこれでやりたいといふのでございますから、その目的は必ず達成したい、かようによ考えておる次第でございます。

それからもう一つ、団地のお話がありました。が、団地にはあなたが御指摘のようないろいろな非難がありました。これに対しましては、現在団地をつくつたところは、一時工事はやつて、あと公共団体が払うといふような方法、そういうような方法もとつておるようでございます。しかし、とにかくいまの団地の欠陥は、公共団体がそういう公共事業をしょい込まなければならぬ、しかも地域住民は新しい団地とは何らの関係がない、非常に疎遠だといふようないろいろな問題があるようです。したがいまして、今後は団地に対する公共事業等につきましては、その公共団体等につきましては十分にちらが御援助申し上げて、地域住民が喜んで団地を迎える方法をとらなうであります。やっていくんだといふような考え方、これがある以上は、それは確かに大臣の御努力なされるお気持ちはわかりますが、強力にもう一步進めて、財政的にいかない、こういうふうに考えて改善を徐々にしていくつもりでございます。

○小川(新)委員 十分なる援助と申しますのは、財政的に、たとえば今回きまつた十分の四とか、そういうふうに考えて改善をしては今後どのように対処なされ、またこれに対しても援助なさつていくか、これは非常に大きな政策でありますのでお聞きしたいと思います。

○西村国務大臣 いやそういうことではございませんので、今まで新しい団地ができますと、それが付帯するところの住民の環境整備といふものはまちま

いは地方公共団体の長も從来と非常に認識が違つております。またこの五ヵ年計画で企図しておるのは、これは何%とかいつておるかもしないけれども、これはこれでもつて全部が終わるといふのではなく、そこを十分完結させて、そしてその前の地域市町村に立つての、都道府県内の中小都市が非常に行き詰つた財源に対する血の叫びを上げておると思うのです。これはひとつ大臣にお考へになつていただきまして、何も五ヵ年計画で補助率がきまつちやつたのだからといって弱小中小都市の下水道事業に対する財源の補給といふものに對しては特別にお考へになつてあげていただきたいと要望するわけでございます。

次に質問を移らしていただきますが、終末処理場のことについてお尋ねする前に、水洗便所の普及とすることが今回もうたわれております。水洗便所の処理区域内における都市が現在七十七都市公示されております。その七十七都市においての水洗便所の普及状況が、私の調べたところによりますと、旭川市においては、処理区域戸数が五千戸、水洗便所の設置が十七戸、それから北海道真駒内団地においては二千九百二十五戸中二千九百二十五、これは一〇〇%です。それから埼玉県の飯能市でありますと、三千二百三十戸処理区域戸数があつてゼロ、また、船橋、松戸、豊岡、大垣市、大阪の千里丘陵団地、こういうところは全部一〇〇%の普及率でありますと、ひどいところになるとゼロもしくは二%とか一〇%以下、このような町々の公共下水道完備地域内におけるところの水洗便所の普及率といふものはまちま

を公共団体が結局全部押しつけられてしまうといふようなことのないよう、団地をつくる事業体にそれを十分完結させて、そしてその前の地域住民がそれによって被害をこうむらないよういたしたい、かような意味でございます。現在でも金を全部先に仕事をやりまして、あと返すような方法があるのでござりますから、そういう点を指導していきたいということで、補助率をどうするこうするといふことは一般的な問題でございます。

○小川(新)委員 そうすると、ただ指導するだけになつてしまつわけでありまして、私がいま一例を申し上げました市の名前をちょっと忘れたのでありますけれども、こういうふうに、都道府県内の中小都市が非常に行き詰つた財源に対する血の叫びを上げておると思うのです。これはひとつ大臣にお考へになつていただきまして、何も五ヵ年計画で補助率がきまつちやつたのだからといって弱小中小都市の下水道事業に対する財源の補給といふものに對しては特別にお考へになつてあげていただきたいと要望するわけでございます。

○西村国務大臣 いやそういうことではございませんので、今まで新しい団地ができますと、それが付帯するところの住民の環境整備といふものはまちま

ちである。こういふ原因は一体どこにあるのか、これをお尋ねします。

○竹内(藤)政府委員 下水道の処理区域が公示されましたが、法律上は、新しく建てます住宅につきましては必ず水洗便所にしなければいかぬということが建築基準法で定められています。

それから、その中にござります既存の建物が問題でございますが、これにつきましては清掃法のほうで、市町村が、くみ取り便所を改造いたしまして水洗便所にするという場合に、資金融通をする場合に、国が必要な資金の融通またはあつせんにつとめなければいかぬということで、厚生省のほうで水洗便所改造資金の融通を、公共団体に対しまして国民年金の積み立て金の特別融資をやるわけであります。この融資状況を見ますと、逐年、最近は相当飛躍的に特別融資額がふえておりまして、四十一年度で八億、四十二年度で十五億、三万三千戸分を用意しておるようございます。こういうことで、地方公共団体の融資を合わせますことによつて、水洗便所の普及といふことに政府としては大いに力を入れてやつておるわけでございますが、既存の建物につきましては、やはりなかなか金がかかるものでございまして、融資といつても借金でございますので、処理場がでございませんで、だんだんふえていくというようなかつこうが現状であります。

○小川(新)委員 下水道法の第二条第七号に規定されているのは、処理区域内においては、その便所を水洗便所に改造するようつとめなければならぬとあります。また当然下水道が布設してあるのですから、こういうようなところへは努力しなければならぬのでありますけれども、私が聞きたいのは、なぜこのように市町村の中に一〇〇%達成しているところもあれば全然できないところもあるのか、なぜこのようないこかといふことなんですか。これはどういう理由でそうなっているのか。住民の下水道、水洗便所に対する啓蒙が足らないのか、また知識の普及の不徹

底さからなのか、財源難によるのか、援助の不徹底なのか、そういういろいろな原因があつてゼロなんという数字が出てきている、またわざかに七戸だといった人をばかにしたような数があつておりますが、こういふのは一体どういう原因によるのか。

○竹内(藤)政府委員 一〇〇%というのは、実は圃地でございまして、真駒内とかあるいは千里どいうのは圃地でございまして……。

○小川(新)委員 所沢、船橋、松戸……。

○竹内(藤)政府委員 それらは大部分圃地でございます。したがいまして、住宅公団その他の住宅の開発主体がアパートなどを建てますので、それは新しく建てるというのは、と同時に下水道が布設されますので、これは一〇〇%という形になります。

それから非常に水洗化がおくれておりますのは、やはり最近になつて処理場ができるだといふところじゃないか、こういうふうに考えます。

○小川(新)委員 そうしますと、所沢、船橋、松戸、飯能というところは、圃地以外のところは全然処理地域はないのですか。

○久保説明員 ただいま小川先生の御指摘のようになりますが、これは大部分が圃地でございまして、既成市街地のところはあとからおくれて下水道の整備が行なわれた、こういう状況でござります。松戸も同様でござります。

○小川(新)委員 それはわかりました。またよくお尋ねいたします。

○竹内(藤)政府委員 この法律が施行になりますと、厚生省から終末処理場の所管が移るわけでございまして、四十一年度はすでに政府予算の案もできておりますので、厚生省が今まで考えておりましたものをそのまま引き継いで四十二年度は実施してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

○小川(新)委員 今後建設省の特色といふものは、厚生省とはどこか違つてあるところがあるのですか。

○竹内(藤)政府委員 従来からも厚生省と緊密な打ち合せをやつてまいりましたし、今後もし尿處理関係の分野がございましてそれとの協調も必要でござりますので、厚生省のほうとやつてまいりたい。ただ從来ややもすると所管が分かれてしまつたために事業に跋行を來たすというような予算が初めて計上されましたのは昭和四十一年度厚生省予算で計上されたわけでございますが、このたび下水道法が一部改正になりますと、このコミュニティープラントの相当部分、下水道の部分が建設省に移るわけでございますが、初年度で

は、四十一年度から始めたわけでござりますので、まだ完全に完了するというところは見ておりませんが、継続事業で実施いたしますので主として小規模な新しい市街地に対する助成、これが小規模の公共下水道で実施されることになります。まだ完成したのはございません。

○小川(新)委員 わかりました。

終末処理場に関する事項を今回厚生省から建設省に移管になつたわけであります。厚生省がもともとそいつた終末処理とかし尿関係のほうは計画を立ておつたと思うのでござります。その計画は今後どのように建設省と調整をとつていくのか。また建設省独特的のプランというものがあると思う。そういうものは厚生省でおつくりになつた分野からまた変わつたプランのものとこれから進んでいくのか。またそういう専門分野については厚生省の意見を取り入れるのであると思いますけれども、その辺の協調、また今後の姿についてお尋ねいたします。

○竹内(藤)政府委員 この法律が施行になりますと、厚生省から終末処理場の所管が移るわけでございまして、四十一年度はすでに政府予算の案もできておりますので、厚生省が今まで考えておりましたものをそのまま引き継いで四十二年度は実施してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

○竹内(藤)政府委員 道路を舗装したあとで掘り返して下水を埋めるということが従来から問題になつておりましたので、われわれといつたしましては、道路の場合も下水道の場合も一年限りで御見解を承りたいと思います。

○竹内(藤)政府委員 道路を舗装したあとで掘り返して下水を埋めるということが従来から問題になつておりましたので、われわれといつたしましては、道路の場合も下水道の場合も一年限りで御見解を承りたいと思います。

○竹内(藤)政府委員 では、次にお尋ねしますけれども、コミュニティープラント、すなわち小規模家庭廐尿処理の施設について。このような方面的の普及については、まことに進んでおりますが、いまどきのところでは、市町村の中に一〇〇%達成しているところもあれば全然できないところもあるのか、なぜこのようないこかといふことなんですか。これはどういう理由でそうなっているのか。住民の下水道、水洗便所に対する啓蒙が足らないのか、また知識の普及の不徹する啓蒙が足らないのか、また知識の普及の不徹

は、四十一年度から始めたわけでござりますのなつたということは、いろいろ自分のセクションと申しますか、なわ張りといいますか、そいつたところを協調してやつて、こうといふわけあります。建設省内部の一本化といふ点と、この下水道に関してはござりますかという点であります。たとえば道路をおつくりになる、その下に下水道を掘る、せつかく舗装された道路をまたひっくり返す、こういうような道筋は道路だ、下水は下水なんだというようなばらばらな行政が設されますので、これは一〇〇%という形になります。

建設省内部でも行なわれておるよう見受けられますけれども、この点については大もとであるところの厚生省または建設省とも一本化が成功した今日、建設省部内におけるところの公共下水道またはそういう下水道事業に関して一本化といふ計画のもとに立てられるかどうか、この点についてあります。

建設省内部でも行なわれておるよう見受けられますけれども、この点については大もとであるところの厚生省または建設省とも一本化が成功した今日、建設省部内におけるところの公共下水道またはそういう下水道事業に関して一本化といふ計画のもとに立てられるかどうか、この点についてあります。

○竹内(藤)政府委員 お尋ねいたしました。

では、お尋ねしますけれども、コミュニティープラント、すなわち小規模家庭廐尿処理の施設について。このようないこかといつては、まことに進んでおりますが、いまどきのところでは、市町村の中に一〇〇%達成しているところもあれば全然できないところもあるのか、なぜこのようないこかといふことなんですか。これはどういう理由でそうなっているのか。住民の下水道、水洗便所に対する啓蒙が足らないのか、また知識の普及の不徹する啓蒙が足らないのか、また知識の普及の不徹

○小川(新)委員 今回厚生省と建設省が一本化になつたということは、いろいろ自分のセクションと申しますか、なわ張りといいますか、そいつたところを協調してやつて、こうといふわけあります。建設省内部の一本化といふ点と、この下水道に関してはござりますかという点であります。たとえば道路をおつくりになる、その下に下水道を掘る、せつかく舗装された道路をまたひっくり返す、こういうような道筋は道路だ、下水は下水なんだというようなばらばらな行政があります。建設省内部でも行なわれておるよう見受けられますけれども、この点については大もとであるところの厚生省または建設省とも一本化が成功した今日、建設省部内におけるところの公共下水道またはそういう下水道事業に関して一本化といふ計画のもとに立てられるかどうか、この点についてあります。

建設省内部でも行なわれておるよう見受けられますけれども、この点については大もとであるところの厚生省または建設省とも一本化が成功した今日、建設省部内におけるところの公共下水道またはそういう下水道事業に関して一本化といふ計画のもとに立てられるかどうか、この点についてあります。

○竹内(藤)政府委員 お尋ねいたしました。

では、お尋ねしますけれども、コミュニティープラント、すなわち小規模家庭廐尿処理の施設について。このようないこかといつては、まことに進んでおりますが、いまどきのところでは、市町村の中に一〇〇%達成しているところもあれば全然できないところもあるのか、なぜこのようないこかといふことなんですか。これはどういう理由でくなっているのか。住民の下水道、水洗便所に対する啓蒙が足らないのか、また知識の普及の不徹する啓蒙が足らないのか、また知識の普及の不徹

いるのだ、こちらは国なんだ、当然スピードが違うわけです。私の意見なんか聞いていただけるかどうかわかりませんが、要するに国が直轄しておるところの国道内下水を掘るそういう下水道に関する行政というものは一本化していかなければならぬことは、これは國がめんどうを見てやつて当然でないかという意見が市町村にある。現在の公益の立場からいと、そのくらい道路行政、下水道行政といふものは一本化していかなければならぬという声が上がつておりますが、その点についてはいままでどのようやつてこられたのか、また今後やつていくのか。

○竹内(鷹)政府委員 たとえば先ほど申しましたように、事例といたしましては東京都の街路と下水道、これは大体一体的にやつておるつもりであります。それから大阪申しますと中央環状線と

いう非常に大きな道路がござります。あの下に現在流域下水道を埋めております。あれも一体的にやつておる。それから大宮バイパスも荒川の流域

下水道と一緒にやろうといふことでやつておる。ただ先ほどちよつと申し上げましたように、道路

のほうのスピードが早くて下水が追いつかないというところは若干ござります。今後の問題といたしましては、われわれのほうといたしましてはで

きる限り道路計画と調整をとることを主体にした計画面の調整を部内においてはかつてま

りたい、こういうことであります。

○小川(新)委員 道路をひっくり返すときには当然事故があると思う。この事故というのは水管を破壊するという率が非常に多い。東京都の例で

申しますと、下水道工事が激しくなられておるところでは水管が破裂して水が出ないというよ

うな苦情が起きております。こういった事故例といふものほどのくらいあり、まだどう処理してお

りますか。

○久保説明員 下水道工事中に起こる水道の故障事故例の件数、数字をいままびらかにいたすこ

とができませんけれども、これにつきましては、あらかじめ工事をする前に、どの部分に水管が

入つておるか、あるいは水管以外にガス管その

他もございますが、地下埋設物の実態の調査をいたしまして、深さ、位置その他を正確に調べた上、工事を実施しておるわけでございますが、と

きに調査漏れあるいは台帳に載つていなかつたよ

うな地下埋設物がたくさんありますと、御指摘の

ような事故がちよいちょい起こつておりますのは

はなはだ遺憾でございますけれども、それにつきましては、ただいま申し上げました工事実施前の

地下埋設物調査というものをより徹底化いたしまして、事故例が少なくなるような指導をしてお

次第でござります。

○小川(新)委員 そういう場合の水道が出なくなつて住民が困った責任というのは、やはり市町

村にあるのですか。

○久保説明員 その場合は事故の種類によつて違

いますけれども、相当部分は工事の実施者つまり

実際の諸負業者のほうに責任がある場合があつた

ります。

○小川(新)委員 その点は水かけ論になつてしま

うので、私のほうとしてはそれ以上追及いたしませんが、非常にそういう例があるということを御

認識くださつて厳重なる対策をお願いしたいと思

います。

次に、河川公害のことについてお尋ねいたしま

すけれども、荒川の河川の汚濁の問題で、熊谷地

内において、河川敷地内に膨大なまのし尿を埋

めているというところがありますが、これは聞いておりますか。

○古賀政府委員 荒川の河川敷と申しますが、河

川の区域内に屎が捨てられていることは存じて

おります。これらにつきましてはそのつど注意を

いたしておりますが、なかなか現実に処理できな

て、現在はそういうことも全国的には非常に改善

されておると思います。しかしやはりいま御指摘

でもつてスタートしたときは、全國そういうこと

だった。全国ほとんど、あちらこちらでもつてふ

ん尿をといふことで、昭和三十八年の第一次の下

水道の計画になつたのであります。したがいまし

て、現在はそういうことも全国的には非常に改善

されています。

○西村(新)委員 第一次の下水道の環境衛生施設

でもつてスタートしたときは、全國そういうこと

です。

○古賀政府委員 お答えします。

屎尿が非常に捨てられており、その中には大腸

菌とかいろいろな人体に有害なものがございま

す。したがいまして、これを取り締まることは河

川管理者といたしましても十分気をつけていると

ころでございますが、現実の事態が解決され

ないときもそういった問題が起つてございま

す。したがいまして、流域下水道の設置あるいは屎尿処理場の整備

等々と相まって、われわれも政令を準備しまして

やつていただきたい。いまでも現実に再三忠告をいた

しましてやつておるわけですが、それどころか夜捨てたりあるいは監視員のいない間に

捨てられたりしまして、実は手をやいている次第

でございます。

○小川(新)委員 夜捨てるとか捨てないとかじや

なくて、私が言つておるのは、荒川の河川敷に穴

れは水質の問題とかあるいは河川における投棄物

とかあるいは工作物の設置とか、そうした問題も

含んで一緒にそういう問題を処理していくとい

うふうに考えてせつかく準備中でございます。

○小川(新)委員 建設大臣にお尋ねします。

ただいま河川局長からお話をありました、まこ

とに遺憾な点は、荒川の上流熊谷において相当量

のし尿が河川敷地内に穴を掘つて埋められており

ます。これは御存じだと思います。その水は流れ

流れ秋が瀬から取水した利根導水路計画の例の

朝霞導水路を通りまして東京都の水になつてお

る。東京都は埼玉県のし尿の入つた水を飲んで

いるわけですよ。こういった一連の事件があると

いうことで、現在私どもは再三注意しております

けれども、熊谷市における終末処理の準備と、ま

た荒川左岸流域下水道の完成がまだできない今

日、また、荒川左岸ばかりじゃない、荒川右岸に

おいてもそういう屎尿を多量に流しておる。こ

の点については、ただいまの局長の御答弁ではま

ことに手めるいように感じますが、大臣としては

どのようにお考えになり、対策を立てられますか。

○西村(新)委員 第一次の下水道の環境衛生施設

でもつてスタートしたときは、全國そういうこと

でした。

○古賀政府委員 お答えします。

屎尿が非常に捨てられており、その中には大腸

菌とかいろいろな人体に有害なものがございま

す。したがいまして、これを取り締まることは河

川管理者といたしましても十分気をつけていると

ころでございますが、現実の事態が解決され

ないときもそういった問題が起つてございま

す。したがいまして、流域下水道の設置あるいは屎尿

処理場の整備

等々と相まって、われわれも政令を準備しまして

やつていただきたい。いまでも現実に再三忠告をいた

しましてやつておるわけですが、それどころか夜捨てたりあるいは監視員のいない間に

捨てられたりしまして、実は手をやいている次第

でございます。

○小川(新)委員 夜捨てるとか捨てないとかじや

なくて、私が言つておるのは、荒川の河川敷に穴

を掘つて埋めているのです。入れてしているのです。それを取り締まるといつてはいるが、流しているものはなかなか取り締まり切れないのでしょう。いま言つたとおり、それは熊谷市ですよ。市がやつてゐるのですよ。それをどうするかということを言つてゐるのです。この政令は一体いつできるのですか。

**○古賀政府委員** 政令につきましては、ただいま水質の問題で各省と協議中でございますが、われわれとしましては、そういうた穴を掘つてし尿を埋めるということは現在の段階でも、利水上の問題から取り締まりますので、具体的に取り締まつてしまひたいというふうに考えております。

○小川(新)委員 この河川公害については手める  
いの一語に尽きますけれども、私が質問したその  
人体に影響がないかといふ御答弁もただいてお  
りませんが、とにかく人間の生命の問題で起きま  
した阿賀野川、この阿賀野川の廢水によつてあの  
事件は起きたといっておりますけれども、この原  
因は工場廃水によるのか、工場側の言い分によつ  
ているところの農業の問題なのか、まだはつきり  
しないようありますが、この点についてははどう  
思いますか。

○西村国務大臣 これは先般調査団が科学技術庁の方々が三班に分かれまして調査をしたのであります。その結果はこれからひとつつけるということになつて、いまわかつてはおりません。この関係は厚生省と科学技術庁の方々でやつておるわけでござります。われわれはまだその全貌を知るわけにはいきませんが、いずれにいたしましてもこの問題は、政府としては非常に真剣にこの原因の究明につとめておりますけれども、なかなかこれが容易に、どこの原因であるかということはまだ現実につかめておらないのが現在でござります。いずれ結果が出る、かように思つておる次第でござります。

○小川(新委員) 昭和三十九年に発生した事件が二年たってもまだはっきりしない。それは厚生省の所管であるとかいや何々の所管であるとかいう

を追及しない限りはその対策はできないじゃない

九〇

ことはわかりますけれども、私は、建設省の立場の中から工場廃水、要するに、河川汚濁の問題についてはこれはもうこういう委員会でも問題になつております。河川汚濁という問題を防ぐために下水道をつくらなければならぬ、また、終末処理場もつくらなければならぬ。その本来的目的と

いうものは、国民のまた県民の生命財産を保護し、環境衛生設備を整えることにある。そういう中において昭和三十九年に発生した阿賀野川事件も結末がまだついていないことは、これは建設省の責任じゃないでしようけれども、これは同じ政府の私の尊敬している大臣として、これがもう少し嚴重にはつきりして、その原因が、そこに公共下水道をつくって終末処理場があつたならばそういいた阿賀野川事件が起きないということが大臣として言えますかどうですか。

○西村国務大臣　はつきりしておるので。はつきりできないということははつきりしておるのであります。いろいろやつておるので。今まで調査團を組織して、しかもその間に水害があつたのですから、そういうことによつてどういう原因、どの辺

であるかということをつかむのに難渋しておるようございます。しかしあなたがおっしゃいましたように、これは全部その担当が厚生省、科学技術庁でございまして、これは広くいえば政府の責任でござります。大きな公害の問題でござりますか

ら。建設省が何も関係がないとは言いません。やはり河川の管理をして本質の保全を確保しなければならぬ建設省ですから、関係がないとは言いませんが、私がこうこうやろうということは言う立場でないのです。また事実それだけの私は確固たる

調査ができないものでありますから、ここでそ  
の原因はここである、したがつてここは補償すべ  
きものである、こういうようなことは私は断言は  
できないということを申し上げておるので、十分  
私としても関心は持つておる次第でござります。

○小川(新委員) 大臣の胸のうちが苦しいことはよくわかります。わかりますけれども、この河川公害というものの、河川汚濁の問題というのは原因

いと考えております。  
○小川(新)委員 まことに私は不満足であります。けれども、今後研究課題としてこのテーマを残しておきたいと思います。

が持つ、こういうよな形でござりますので、終末処理場につきましては開発者が約四一%を持つ、こういう形になつております。

次に、厚生大臣の終末処理場の維持管理に関するお問い合わせに答えていくのか。それは原因がわかれり次第対策を当然立てるべきものであるとわれわれは考えております。それぞれそういう段階におきまして、ただわれわれのつとめを果たしてまいりたいと考へております。

えは住宅公団のようないく開発事業を行ないます場合、排水施設につきましてはデベロッパーのほうに大体八六%くらいの負担をさしてきていたわけであります。と申しますのは、補助対象事業といたしまして、約四割を対象事業といたしまして、三分の一を国庫で持つ、残りは全部開発者に持たせるというような形で行なわれておる。それから終末処理場につきましては五〇%補助対象事業にいたしまして、残りの半分を地元の公共団体と開発者

いと考えております。  
○小川(新)委員 まことに私は不満足であります。けれども、今後研究課題としてこのテーマを残しておきたいと思います。

が持つ、こういうよな形でござりますので、終末処理場につきましては開発者が約四一%を持つ、こういう形になつております。



のよつて起つた人間に対する害といふものは、厚生大臣がやはり責任を負わなければならぬことになるわけでござります。したがいまして、厚生省としてはその維持管理、終末処理場が十分機能を發揮するかどうかということについては、やはり自分のほうの責任であるからということをございまして、しかもまた、一般のし尿の処理も現在のところ厚生省があつたつておるのでございますから、それとの関連もありますので、し尿に関する関係は全部建設省がやるわけではございませんので、やはりし尿の行政との関連も持つておりますから、もつばら衛生上の見地から、維持管理は厚生大臣が見るといふようになったのでございます。

○稻富委員 この下水道事業における行政におきまして一番問題は、終末処理の結論といふものが国民の生活に及ぼすところ非常に大きいと思つたでございます。もちろんいま大臣がおつしやつたように、衛生上の問題もたくさんあります。あるいは農林水産業に及ぼす産業的影響もあります。こういうような点から考えますときに、その一番重大な終末処理を、維持管理だけを厚生省にゆだねる、こういうことは建設省としてあまりに自信がなかつたのであるか。従来、やはり厚生省との二つに分割されていたので、いわゆる官僚のセクショナリズムが、何か一つ持たしておかなければいかぬじやないか、こういうことから結論的にそなつたのであるか。これはどうも、大臣としては衛生上の問題があるから厚生省に持たしたほうがいいんだ、こう言われますけれども、私たちこれは設備の問題もありますので、こういう問題に対しては、やはり建設省といふものが、もつと施設のものに対する仕事等が必要ではないかと思うのです。それは維持管理にもおのずから影響するものである、こういう点で、単なる衛生上の問題があるから厚生省にゆだねたのだという簡単なことであるから、水産業あるいは農業に及ぼして、いろいろな影響等がたくさんあらわれうか、そういう点を十分検討されたのであるかど

うか、この点もひとつ承りたいと思います。

○西村國務大臣 維持管理は、厚生大臣としましては、普通な程度においては衛生上のことも十分考へてやります。しかしさるに衛生をつかさどつてゐる厚生省が、その上においてなおほんとうの専門的な知識の上からそれを見よう、こういうことは、その機能が十分發揮できるようにわれわれがすることはもちろんでござりますけれども、その上で専門の厚生省がそれについて配慮するということは、私は適当であろうと思つたでございます。もちろん、もう稻富さんも御存じのように、行政というものは、やはりどこかに継ぎ目が起つたときがあります。その継ぎ目が起つたところがびしゃっとなるわけではございませんので、私はこういう処置は必ずしも悪くないと思っております。しかも、さいせんも中しましてるように、し尿処理の関係があちらこちらであるわけでございます。したがいまして、そういう点からいきましても、ただ単なるセクショナリズムであるということを言い切るわけにいかない。私はこの処置で厚生、建設両大臣が終末処理の機能を十分發揮できることを望んでいたいというふうに思つたのでござります。

○稻富委員 もちろん、これに対しましては、法案を見ましても、密接な関係を持つてかかるることはわかつております。ここでさらに念を押して、私は厚生省にお尋ねしたいと思います。

○武藤説明員 今回の法の改正におきます「終末処理場の維持管理の適正を期する」という意味は、どういう点に重点を置いております。

○稻富委員 さて、この二点につきましては、厚生省はどういう点について責任を持つつか、こ

ういう御質問だと思いますが、この点につきましては、先ほどの御質問にお答えして触れましたように、終末処理場の維持管理というものは、現行法でも維持管理の基準がきめられております。それでは、普通な程度においては衛生上のことも十分考へてやります。しかしさるに衛生をつかさどつてゐる厚生省が、その上においてなおほんとうの専門的な知識の上からそれを見よう、こういうことは、その機能が十分發揮できるようにわれわれがすることはもちろんでござりますから、建設大臣は維持管理は知らぬ、こういうようなものではございません。施設をする以上は、その機能が十分發揮できるようにわれわれがすることはもちろんでござりますけれども、その上で専門の厚生省がそれについて配慮するということは、私は適当であろうと思つたでございます。もう稻富さんも御存じのように、行政というものは、やはりどこかに継ぎ目が起つたときがあります。その継ぎ目が起つたところがびしゃっとなるわけではございませんので、私はこういう処置は必ずしも悪くないと思っております。しかも、さいせんも中しましてのように、し尿処理の関係があちらこちらであるわけでございます。したがいまして、そういう点からいきまして、ただ単なるセクショナリズムであるということを言い切るわけにいかない。私はこの処置で厚生、建設両大臣が終末処理の機能を十分發揮できることを望んでいたいというふうに思つたのでござります。

○稻富委員 さて、この二点につきましては、厚生省はどういう点について責任を持つつか、この二点につきましては、厚生省はどういう点について責任を持つつか、

○稻富委員 そうすると、ただ水産業その他に非常に悪影響を及ぼすということだけは、もう事実わかつておるわけなのであります。

○山中政府委員 都市排水その他工場排水すべて、少なくとも水産業に対しては悪い影響を与えておりま

す。あるいは上水道の水源に及ぼす影響もあります。あるいは都市の環境あるいは住民の生活等に及ぼす影響というものが非常に多いわけでありま

す。この終末処理の結論といふものが非常に大きくなると、各般に影響するわけなので、ここに非常に大きな改正の重点 将來の運営の重点といふものがあ

ります。この終末処理の機能を十分發揮できると思つてはならないと私は思つ。それで、そ

の点に対しても、先刻お話をありましたように、ただこの「適正を期する」という法的な問題だけではなくして、事実上の問題としてこの問題は考えなくてはいけないと私は思つ。ことに工業用水等

がこの終末処理場に入つてまいります。あるいは毒物を持った工業用水も来るだらう、こういう点はいろいろ問題があると思つます。

○武藤説明員 終末処理場の排水は農林水産関係に影響をいろいろ与えておる、こういう点につい

てどういうふうな処置を今後徹底させていくか、こういう御質問であろうと思うのです。ただいま申し上げましたように、終末処理場の排水につきましては、法律に根拠を持ちまして、政令で基準がきめられております。厚生省といたしましては

この基準が守られるように努力をいたすこととも

ちろんでございますが、工場排水等でいろいろ毒

性の強いものが流されることもございます。この

点につきましては、下水道法十二条で除害施設の設置を公共下水道管理者というものは条例で設けさせることによるような規定もございます。こういう点につきましては、厚生省で管理しております公害防止事業団といふものが二年ほど前からでござつて、仕事はまだ緒についたばかりでござりますけれども、この公害防止事業団でも、この排水問題につきましては、昨年度では九件ほどのいろいろの融資を工場に対し行なっております。

それから一般的に排水の処理の問題につきましては、経済企画庁が主管いたしております公害業から出ます排水につきましてそれぞれ法律上の強制力も、これに関係しまして施設をやはり総合的に強化するにあたっては、たゞいま国会に公害基本法が提出されまして、公害問題を総合的に処理していくという観点から基本法が提出されたわけでござりますけれども、これに関係しまして施設をやはり総合的に強化に進ままして、工場等を監督いたします官庁であるいは国民の生活と環境を所管しております厚生省、あるいは農水産の育成をはかつております農林省、各省が十分連絡をとりまして、たゞいま先生の御指摘になりました点等につきましては、今後さらに対策の総合的な推進をはからなければいけない、かよう考へております。

けた、ただ二十何条にこういうことをうたつてあるから、それに沿えればいいというふうなことでは私はほんとうの適正化とは言えないと思う。ところがいまも聞くと、実際上産業上にも被害を及ぼしておる、あるいは衛生上におきましても非常に好ましからざる結果が生まれてくる。こうなりますと、やはり適正というものが、あなたのほうの法を改正するとか、こういうような実害を与えないと、いうことが必要である、こういう点を私たちは強く要望したいと思うのでござります。これに対しても厚生省はどういうようなお考えを持っていますか、承っておきたいと思います。

○森下委員長　ちょっと申し上げますが、時間がありませんから政府側の答弁はなるだけ簡潔にお願いします。

○武藤説明員　ただいまの御指摘につきましては、單に現行法制上きめられていることを順守するだけで足りるということではなくて、やはり実際問題が起きました場合にそれをよく調査いたします。また現行法で不徹底の場合は当然法律の改正も必要でありましょうし、あるいは予算的な他の対策も必要でございましょうし、そういう点につきましては、現在とられております対策のみならず、さらに現実に即して漸進的に法の規制あるいは予算対策等を強力に進めなくちゃいけない、かように考えるわけでござります。

○稻富委員　どうも時間がないようでございますので、それじゃ簡単に進んでまいりますが、こうしたことから、結論は、完全な終末処理もでき、下水道の整備促進をはからなければいけないと思うのですが、これを早く進めるということになりますと、財源措置の問題に入ってくるわけでございます。これに対する、地方公共団体が行ないます財源措置に対して、國の助成その他に對してはどういうふうな具体的なお考案でありますか、承りたい。これは建設省に……。

三分の一、六大都市四分の一でございましたのを、今度の五ヵ年計画におきましては十分の四に引き上げる、こういうことをいたしております。それから起債の充当率は従来と大体同じでござりますが、相当大幅に下水道につきましては起債がつけております。その他、都市計画税その他の財源で下水道をやってまいりたい、こういうふうに考えております。

てきただとしあらかじめ、ようやく今回一律に四〇%の補助率まで引き上げたでござります。しかし私たちにはこれで満足をいたしておるものではございません。実際は大蔵省に對してもっと要望をいたしたいのでございます。しかし一べんになかなか飛び上ることもできませんので、十分の四ということできましたのでござりまするが、さいぜんからいろいろお話をござりますように、やはり特殊な個所もあるのでござりまするから、そういうところに向かつては、一般的な補助率の問題もありますけれども、特殊な個所につきましては、さらに努力して補助率もアップをして、早くひとつ改善をしたい、かようにも思つて今後努力いたしますつもりでございます。

いか。先刻小川委員も言つておられましたけれども、この種の事業と、いわばは國がやるべきである。この近代的なわが國において、だんだん近代化される國民生活の中において、財源の乏しい地方公共団体が持つことにおいて非常に無理があるのだ、こういうことはおのずからだれでも考え方は一致しておると私は思ひます。それでこういう点から、これに対してもっと國がこれに対する手を差し伸べて、そしてやるべきじゃないかと考えるのであります。

○竹内(鷹)政府委員 維持管理の費用につきましては、御承知のように維持管理の場合には、汚水分が非常に多いものでございます。大部分は使用料でまかなうということは先ほど厚生省から答弁しましたと思ひます。ただ雨水分もありますので、それについてもまた、見るようにいたしております。

○稻富委員 いまの維持管理の費用の見方ですね。それをもう一回……。

○武藤説明員 汚水と雨水とあります。そのうちの汚水分というのは私の家庭から出るのをございますから、これは使用料でまかなう、雨水のはうは一般市費でまかなう、基本的にはこういうふうな考え方をとつております。維持管理の費用は大部分が使用料でまかないますが、公共団体の一般財源も入れている。その一般財源に対しまして、交付税のほうで見ている。といいますのは、この基準財政需要額と、いわばはじき出ししまして、それに、基準財政収入額と比べて交付税をやつておりますから、その場合基準財政需要額の中に維持管理の費用を、今度は改正をいたしまして見ております。こういうことであります。

○稻富委員 維持管理の問題は、責任を持つていい厚生省は使用料でやつしていくとおっしゃるし、建設省は一般からもやつていくのだという。建設省のほうの所管外の人は一般から、所管の人は受

益者でやつしていくというはどういうわけなんですか。われわれは落ちないのであります。

○稻富委員 たゞいま建設省から御説明ありましたとおりでございます。同じでございます。

○武藤説明員 それではただいまの汚水と雨水二通り、それに対するペーセンテージはどのくらいに分けておりますか。

○竹内(鷹)政府委員 全体的に平均して考えますと、維持管理の場合は汚水が大体七割、雨水が三割でございます。

○稻富委員 それから下水道工事について、これは先刻小川君からも質問があつておつたのであります。これは事業にあたりましては建設省の都市局等はよほど総括的な計画をやらなければいかぬ。道路を通りますと、あるいは舗装されたあとに下水道工事あり、水道工事あり、電気工事あります。あるいは電話の工事あり、しょっちゅう掘り返されています。これは所管が全然違うというのであれば別でありますけれども、所管が同じであれば、一つの計画を立てて工事を進行するということが住民に対して

返されているということが非常に多い。これは所管が全然違うというのであれば別でありますけれども、所管が同じであれば、一つの計画を立てて工事を進行するということが住民に対して

お尋ねしたいと思うのですが、この下水道工事に對して、幹線は国の補助をするとしても、その末端の分は、これは財源の小さい市町村でやつていいはできるところならば電気、ガス、こういうものも迷惑をかけないゆえんであるうと思うでございます。こういう点からは、下水の計画というものは、本道の計画と、あるいは道路の計画と、あ

るいはできるところならば電気、ガス、こういうものと関連性のある事業計画を打ち立ててやつておられます。こういう点から、こう思うのではござります。ところによりますと、ついこの間

工事があつたところをまた掘つくり返してある。今度は何だ、今度は電気だ、その次にやつておる、今度は下水だ、またやつておる、今度は何でござります。ところによりますと、ついついこの間

ども、あなたの時期に、そういうような末端の事業まで國の助成でやる、こういう先例をつくつてしまいたい、こう思うわけであります。

○竹内(鷹)政府委員 御指摘のとおり、末端のはうは単独事業でやつております。われわれといたしましては、補助対象事業を広げていきたいといふことを今後とも努力してまいりたい、こういうふうに考えます。

○西村国務大臣 仰せのとおりであります。もちろん連絡をとつてやることは大切でございます。だから、連絡をとつてやるようになります。ただ下

水道を今後進めていくということになりますと、またその関係がずいぶん起こることと思うのです。したがいまして、いまの方法は掘り返しておいて埋める、いわゆるカット・アンド・カバー・メソッドでございますが、やはりこれは金がかかりますけれども、一メートルぐらいの下水管ならシールド工法をひとつ奨励すべきじゃないかと思つておるのでございます。掘り返さぬでいく方法といふ

ようなものも徐々にやつておるようでございまして、掘つて埋める方法は一番安い方法でございますけれども、これを強力にどんどん進めるというと、いま稻富さんがおっしゃいましたようにあちらこちらで非常に不都合が起きるわけでございますから、やり方の技術、方法というものを十分考へてやりたいということを思つております。な

ども、所管が同じであれば、一つの計画を立てて工事を進行するということが住民に対して

お尋ねしたいと思うのですが、この下水道工事に對して、幹線は国の補助をするとしても、その末

端の分は、これは財源の小さい市町村でやつていいはできるところならば電気、ガス、こういうものも迷惑をかけないゆえんであるうと思うでござります。こういう点からは、下水の計画というものは、本道の計画と、あるいは道路の計画と、あ

るいはできるところならば電気、ガス、こういうものと関連性のある事業計画を打ち立ててやつておられます。こういう点から、こう思うのではござります。ところによりますと、ついついこの間

工事があつたところをまた掘つくり返してある。今度は何だ、今度は電気だ、その次にやつておる、今度は下水だ、またやつておる、今度は何でござります。ところによりますと、ついついこの間

ども、あなたの時期に、そういうような末端の事業まで國の助成でやる、こういう先例をつくつてしまいたい、こう思うわけであります。

○森下委員長 佐野憲治君。

○佐野(憲)委員 時間的にも切迫しておりますし、各委員から相当慎重な質疑が行なわれておりますので、私は重複を避けまして、次の三つの点について大臣の所見を求める所存です。

その一つは受益者負担金制度、第二の点は料金原価の問題、使用料の問題、第三の点は長期計画等作成にあたつての地方公共団体との協力關係、この三つについて尋ねたいと思います。

一つは受益者負担金制度についてあります。が、この点につきまして各委員との質疑の中で都市局長はしきりにその説明をしておられるのですね。昭和三十五年に都市センター並びに全國市長会が共同で研究をやつておりますが、下水道財政

に関する研究会の研究報告が中心となつて説明されておるわけです。その趣旨は私もよく理解しておるわけですが、しかしながらそれと同時に三十年から三十六年にかけまして臨時東京都下水道料金及び下水道料金制度調査会におきまして、特に下水道事業に対する沿革から見てまいりましても、重要な問題点を提起しておると思います。これに対しまして東京都の答申――東京都は現在もなおこの答申に基づいて下水道事業を進めておるわけありますが、これは単に東京都だけの問題ではなくて、全国の公共団体におきましても、従来の沿革にかんがみましても、どうも建設省の指導と申しますか、都市センター並びに全国市長会の意見になじめない、こういう考え方立つておるのが現状ぢやないか、私はこう考えますので、特に東京都の答申の場合におきまして、五つの点があげられようと思います。

受益者負担金制度に反対だ、とつてはならぬい、こういう理由として、第一に、受益者負担金の賦課の基礎となる不動産の受益度が不明確だ。第二の点は、固定資産税、都市計画税等と重複する難点がある。第三点は、大都市において地下高速鉄道の建設による駅周辺の地価の高騰著しいその他、公共施設の事例にも見られるように、これらについて受益者負担金制度が活用されていない。第四点といいたしまして、都の沿革上の理由もあって現在事業計画上考慮外に置いておる。第五の点といたしまして、固定資産税の適正合理化を促進することが先決と考えられるので、当一般会計の支出金に統合することを適当と考える。このような考え方方が述べられておるわけです。これは非常に重要な問題を含んでおると思いますが、それでお尋ねいたしたいのは、昭和三十六年度の下水道年鑑、これは三十五年度までの集計だろうと思ひますが、この中で全国の公共下水道を施行しておるのが百四十八都市、そのうち負担金制度を付加している都市が二十一、しかもその建設費に対する総額はわずか一%にすぎない、こないうことを下水道年鑑は述べておるわけあります。そこでお尋ねいたしたいのは、昭和四十年度末における決算状況が明確になってきておると思ひます。これがどのような変化を来たしてまつておるか。当時百四十八都市も下水道を施行しておる。しかしながら二十一の都市しか負担金制度を取り入れることができない。ここに非常になじめない問題点がたくさんあると思ひます。が、それらの現況、荻野委員長のもとにおける都市センター並びに全国市長会の共同研究の結果はどのような進展を示してまつておるか。この点について、四十年度末にはどういう変化になっておるか、御説明願いたいと思ひます。

○竹内(憲)政府委員 四十年度末におきまして公共下水道を実施している都市数が百四十七ござります。そのうち受益者負担金収入のあった都市が四十都市、徴収実績は十億でございます。約一・四%でございます。

○佐野(憲)委員 いまのよう、受益者負担金制度を取り入れるのが常識だ、このように説明をしておられるわけでありますけれども、実際には下水道を施行しておる都市のうちの四十八だ。この四十八のうち、京都その他のような廃止してしまうのが三つくらいございますね。どうですか。

○竹内(憲)政府委員 四十都市でございまして、廃止したところは抜いてあります。

○佐野(憲)委員 私の聞き違いで恐縮です。

だとするならば、ここに大きな理論的な欠陥があるとおぼれられておるのじやないか。

そこでお尋ねしますが、受益者負担金を一体どこの根拠によつておるのじやないか。

そこでお尋ねしますが、受益者負担金を一体どこの根拠によつておるのか。これは市町村が条例によつてとることとなつてしまりますと、東京都が指摘するように固定資産税なり都市計画税と混在する、同じ土地に対する課税でありますから。しかも市町村におきましては、他の道路なり鉄道なり性格の似たものがあるにもかかわらず、

これに対する受益者負担金制度をとつていよい。しかもなお、とるべきだということで指導しておられる根拠は一体どこにあるわけですか。都市計画法第六条の二に基づいて負担金制度をとつておられるのかどうか。

○竹内(憲)政府委員 都市計画法に基づきまして、建設省令で負担金をとつておるわけあります。それで定められておる。片方におきましては厳重な、入札に對して、契約に對して、あるいはまたそれらに對して、規約に對して、あるところのいろいろな規制が自治法、会計法に規定がないわけですね。そういう形の中で都市計画法というものが現在存在しておるわけです。これはまさしく歐州大陸型と申しますかドイツの法型の遺物として残つておるものだと思いますけれども、そこで大臣、地方自治のたてまえから考へてまいりまして、地方自治は民主主義の基盤だ、こういわれておるときに、このような下水道事業、しかも都市形成の中において町村の存立要件となるような事業をやるために、住民の自発的な機関委任事務にしてしまう。しかもこの場合におきまして、機関委任事務になつてしまいますと、下水道を施行する市町村長は市町村長としての資格を失う。主体は建設大臣だ。建設大臣が市町村に対しまして機関として事務が委任されるにすぎないのだ。こういうことに対しまして、大臣どのように考えられますかということが第一点。

第二点におきまして、そういうことになつてまいりますと、市町村は経費を負担する義務だけが背負わざると同時に、その市町村長はもしだ大臣がこれは不適当だと思えば、自治法百四十六条によりまして罷免権、代執行を命ずることができる、こういう権限のもとで自治体の首長はその権限がなくなつてしまふわけですね。

第三点として、議会としてとつてまいりますと、都市計画事業に対しましては、これに対する検問権がないわけです。監査請求する権利も奪われてしまつておるわけですね。同時にこれらの事業に對するところの契約締結その他に關しましても関与することができない。議会としての發言は権限が奪われてしまつておる。ですから、國体なりが行なわれまして、総合体育馆ができる。この場合におきましては、都市計画事業でできた場合とそうでない場合と二つがある。そうした場合におきまして、片方におきましては厳重な、入札に對して、規約に對して、あるところのいろいろな規制が自治法、会計法に規定がないわけですね。そういう形の中で都市計画法というものが現在存在しておるわけです。これはまさしく歐州大陸型と申しますかドイツの法型の遺物として残つておるものだと思いますけれども、そこで大臣、地方自治のたてまえから考へてまいりまして、地方自治は民主主義の基盤だ、こういわれておるときに、このような下水道事業、しかも都市形成の中において町村の存立要件となるような事業をやるために、住民の自発的な機関委任事務にしてしまう。しかもこの場合におきまして、機関委任事務になつてしまいますと、下水道を施行する市町村長は市町村長としての資格を失う。主体は建設大臣だ。建設大臣が市町村に対しまして機関として事務が委任されるにすぎないのだ。こういうことに対しまして、大臣どのように考えられますかということが第一点。

第二点におきまして、そういうことになつてまいりますと、市町村は経費を負担する義務だけがなくちやならない。しかもその都市計画事業の中におきましては、道路その他の広範に含まれておる事業対象の中におきましては、受益者負担金制度といふものは建設省は何ら進めていない。なぜ下水道だけの場合において進めなければならないのか、この点について大臣の意見をお聞きしておきたいと思います。

○西村国務大臣 法理的なことで私もよくわかりません。わかりませんが、とにかく都市計画法

は、大正八年ですか、すいぶん古い法律です。したがって都市計画事業をやらしておるのは、やはり機関委任事務でやらしておるのだと思ひます。が、非常に詳しいお尋ねがございましたから、法律上の問題でございますので、都市局長から答弁をさせますが、ただ受益者負担ということは、私はやはり公平の原則から出たのじゃないかと思うのです。現在はその趣がだいぶ違いますので、下水道は全都市によって行なわなければならぬけれども、昔は、その時代はやはり一部分の都市しか受益していない、ないところが大部分だ、そこで特殊なところに下水道があるのだというような古い考え方、それでやはり公平の原則でそれを住民が全部持つのはいやじゃないかというようなくから発足したのじゃないかと思うわけあります。いまはそういう考え方では、あなたが御指摘のようにだいぶん事情が違っております。しかし検討する余地はあるのじやなかろうか、私はかく思つておりますが、詳しいことは都市局長から答弁申し上げさせていただきます。

○竹内(藤)政府委員 下水道は最も基幹的な施設でございますので、現行法上都市計画事業としてやつております。都市計画事業は、大臣から御説明ございましたように現在機関委任事務だとい考え方でこれを進めておるわけでございます。したがいまして、受益者負担金をとるのは、都市計画法に基づいて省令で定めておるというのが実態でございますが、実際に受益者負担金をとります場合には、議会の議員の全員協議会を開いて議会の意思を聞きまして省令で定めておるというが実態でございますけれども、現行の都市計画法ではそういう形になつておりますので、そういうような省令という形で受益者負担金をきめておるわけでございます。

は、大正八年ですか、すいぶん古い法律です。したがって都市計画事業をやらしておるのは、やはり機関委任事務でやらしておるのだと思ひます。が、非常に詳しいお尋ねがございましたから、法律上の問題でございますので、都市局長から答弁をさせますが、ただ受益者負担ということは、私はやはり公平の原則から出たのじゃないかと思うのです。現在はその趣がだいぶ違いますので、下

水道は全都市によって行なわなければならぬけれども、昔は、その時代はやはり一部分の都市しか受益していない、ないところが大部分だ、そこで特殊なところに下水道があるのだというような古い考え方、それでやはり公平の原則でそれを住民が全部持つのはいやじゃないかというようなくから発足したのじゃないかと思うわけあります。いまはそういう考え方では、あなたが御指摘のようにだいぶん事情が違っております。しかし検討する余地はあるのじやなかろうか、私はかく思つておりますが、詳しいことは都市局長から答弁申し上げさせていただきます。

○佐野(憲)委員 時間がありませんので、いずれまた別の機会にこれは検討していただきたいと思いますが、受益者負担金制度をとるのは、負担金の賦課の対象の基礎となつておる土地に対する受益度、こうしたことになつてくる。土地に対する受益度となつてしまりますと、これはいろいろ問題が起つてくるのじゃないか。あなたのほうでは三百七ですか下水道をやつておる中で四十しかいわゆる負担金制度を採用していません。それでは他のところはどうしておるのか。都市計画税があります。これも土地を課税の客体といたしておるでしょう。都市計画税は地方税法に基づいてとられておるのでですが、それが昭和三十五年度の末では四百团体、二百九十九億円をこえておる。これだけ膨大なものが都市計画税としてとることがで起きし、現に町村はとつておる。固定資産税における評価の問題があります。これも土地家屋であります。これらは売買実例価額、適正な時価、これが税法上明確になつておるわけでしよう。こういう適正な時価ができるまいと売買実例価額が

対象になつてくる。しかも地下鉄その他によつて土地が上がつてくる。その駅の付近はものすごい受益度を受けておるわけでしよう。それこそ受益者負担金という制度が採用されなければならない

度をとらなければならぬのか。しかも混合しておる。理論的にも非常に同じがたい体系だと私は思います。こういう点に対しましてもっと根本的に検討し直す必要があるのじゃないか。しかも

建設経額に對しまして三分の一が妥当だと萩野委員会は述べておるのに、いや一・三%しか実はござりますので、受益の範囲が道路等の場合と異なりまして、かなり明確であるということと、それから大臣言われましたように、未設置のところの住民の公平を期すということで、特に下水道について受益者負担金をとるように指導しておるわけでございます。

○佐野(憲)委員 時間ありませんので、いずれまた別の機会にこれは検討していただきたいと思いますが、受益者負担金をとるのは重複になりますが、受益者負担金制度をとるのは、負担金の賦課の対象の基礎となつておる土地に対する受益度、こうしたことになつてくる。土地に対する受益度となつてしまりますと、これはいろいろ問題が起つてくるのじゃないか。あなたのほうでは三百七ですか下水道をやつておる中で四十しかいわゆる負担金制度を採用していません。それでは他のところはどうしておるのか。都市計画税があります。これも土地を課税の客体といたしておるでしょう。都市計画税は地方税法に基づいてとられておるのでですが、それが昭和三十五年度の末では四百团体、二百九十九億円をこえておる。これだけ膨大なものが都市計画税としてとることがで起きし、現に町村はとつておる。固定資産税における評価の問題があります。これも土地家屋であります。これらは売買実例価額、適正な時価、これが税法上明確になつておるわけでしよう。こういう適正な時価ができるまいと売買実例価額が

対象になつてくる。しかも地下鉄その他によつて土地が上がつてくる。その駅の付近はものすごい受益度を受けておるわけでしよう。それこそ受益者負担金という制度が採用されなければならない

度をとらなければならぬのか。しかも混合しておる。理論的にも非常に同じがたい体系だと私は思います。こういう点に対しましてもっと根本的に検討し直す必要があるのじゃないか。しかも

それから下水道だけなぜ受益者負担金をとるかということとございますが、面的に整備するものでござりますので、受益の範囲が道路等の場合と異なりまして、かなり明確であるということと、それから大臣言われましたように、未設置のところの住民の公平を期すということで、特に下水道について受益者負担金をとるように指導しておるわけでございます。

○佐野(憲)委員 時間ありませんので、いずれ

また別の機会にこれは検討していただきたいと思いますが、受益者負担金をとるのは重複になりますが、受益者負担金制度をとるのは、負担金の賦課の対象の基礎となつておる土地に対する受益度、こうしたことになつてくる。土地に対する受益度となつてしまりますと、これはいろいろ問題が起つてくるのじゃないか。あなたのほうでは三百七ですか下水道をやつておる中で四十しかいわゆる負担金制度を採用していません。それでは他のところはどうしておるのか。都市計画税があります。これも土地を課税の客体といたしておるでしょう。都市計画税は地方税法に基づいてとられておるのでですが、それが昭和三十五年度の末では四百团体、二百九十九億円をこえておる。これだけ膨大なものが都市計画税としてとることがで起きし、現に町村はとつておる。固定資産税における評価の問題があります。これも土地家屋であります。これらは売買実例価額、適正な時価、これが税法上明確になつておるわけでしよう。こういう適正な時価ができるまいと売買実例価額が対象になつてくる。しかも地下鉄その他によつて土地が上がつてくる。その駅の付近はものすごい受益度を受けておるわけでしよう。それこそ受益者負担金という制度が採用されなければならない

度をとらなければならぬのか。しかも混合しておる。理論的にも非常に同じがたい体系だと私は思います。こういう点に対しましてもっと根本的に検討し直す必要があるのじゃないか。しかも

建設経額に對しまして三分の一が妥当だと萩野委員会は述べておるのに、いや一・三%しか実はござりますので、受益の範囲が道路等の場合と異なりまして、かなり明確であるということと、それから大臣言われましたように、未設置のところの住民の公平を期すということで、特に下水道について受益者負担金をとるように指導しておるわけでございます。

○佐野(憲)委員 時間ありませんので、いずれまた別の機会にこれは検討していただきたいと思いますが、受益者負担金をとるのは重複になりますが、受益者負担金制度をとるのは、負担金の賦課の対象の基礎となつておる土地に対する受益度、こうしたことになつてくる。土地に対する受益度となつてしまりますと、これはいろいろ問題が起つてくるのじゃないか。あなたのほうでは三百七ですか下水道をやつておる中で四十しかいわゆる負担金制度を採用していません。それでは他のところはどうしておるのか。都市計画税があります。これも土地を課税の客体といたしておるでしょう。都市計画税は地方税法に基づいてとられておるのでですが、それが昭和三十五年度の末では四百团体、二百九十九億円をこえておる。これだけ膨大なものが都市計画税としてとすることがで起きし、現に町村はとつておる。固定資産税における評価の問題があります。これも土地家屋であります。これらは売買実例価額、適正な時価、これが税法上明確になつておるわけでしよう。こういう適正な時価ができるまいと売買実例価額が

対象になつてくる。しかも地下鉄その他によつて土地が上がつてくる。その駅の付近はものすごい受益度を受けておるわけでしよう。それこそ受益者負担金という制度が採用されなければならない

度をとらなければならぬのか。しかも混合しておる。理論的にも非常に同じがたい体系だと私は思います。こういう点に対しましてもっと根本的に検討し直す必要があるのじゃないか。しかも

建設経額に對しまして三分の一が妥当だと萩野委員会は述べておるのに、いや一・三%しか実はござりますので、受益の範囲が道路等の場合と異なりまして、かなり明確であるということと、それから大臣言われましたように、未設置のところの住民の公平を期すということで、特に下水道について受益者負担金をとるように指導しておるわけでございます。

○佐野(憲)委員 時間ありませんので、いずれまた別の機会にこれは検討していただきたいと思いますが、受益者負担金をとるのは重複になりますが、受益者負担金制度をとるのは、負担金の賦課の対象の基礎となつておる土地に対する受益度、こうしたことになつてくる。土地に対する受益度となつてしまりますと、これはいろいろ問題が起つてくるのじゃないか。あなたのほうでは三百七ですか下水道をやつておる中で四十しかいわゆる負担金制度を採用していません。それでは他のところはどうしておるのか。都市計画税があります。これも土地を課税の客体といたしておるでしょう。都市計画税は地方税法に基づいてとられておるのでですが、それが昭和三十五年度の末では四百团体、二百九十九億円をこえておる。これだけ膨大なものが都市計画税としてとすることがで起きし、現に町村はとつておる。固定資産税における評価の問題があります。これも土地家屋であります。これらは売買実例価額、適正な時価、これが税法上明確になつておるわけでしよう。こういう適正な時価ができるまいと売買実例価額が

対象になつてくる。しかも地下鉄その他によつて土地が上がつてくる。その駅の付近はものすごい受益度を受けておるわけでしよう。それこそ受益者負担金という制度が採用されなければならない

度をとらなければならぬのか。しかも混合しておる。理論的にも非常に同じがたい体系だと私は思います。こういう点に対しましてもっと根本的に検討し直す必要があるのじゃないか。しかも

旨で書いたわけでござります。

○西村國務大臣 いま佐野さんのお尋ね、いろいろな点がございましたが、さいせんも申しましたように、都市計画法の改正をわれわれとしてはいま考えておるところでございます。したがいまして、そなりますれば前の機関委任事務、事業というようなことでなしに、この改正に対しては、やつぱり公共団体の仕事である。こういうふうに思いまして、もし受益者負担の措置をやるならばやはり条例にそれをまかせて、とるところの団体はとのよう、条例にまかせてやりたい。いずれにいたしましてもこれは都市計画法の改正とともに検討いたしたい、かのように考えておる次第でござります。

○佐野(憲)委員 どうも私、考え方として、こういう住民に対し非常に關係が多い、しかも繪意がこれに反映されなければ完全な下水道事業といふものができない、これも大臣の権限にしてしまう。それで大臣の命令によって負担金をとる。しかもこれは下水道だけだ。他の場合はそういう受益度という負担の公平から見てもとどうかと思われるところの問題点がたくさんある。しかも沿革から見ても相当問題点がある。地方公共団体になじめないと思うのですね、理論的にも。なじめないから制度として採用していないのじやないか。かかるにもかかわらず、いまの通達のようないや交付金の中にも実はやるのだと、いま都市局長が言われましたけれども、公営企業調査会からの答申の中にもそういう点がうたわれておると言われますけれども、何ら書いてない。都市センターとも何とも、文章の中で、この中で適当とされているともなんとも書いてないですよ。これ別紙がついておるのか知りませんけれども、私の手元のやつは別紙が抜けておるのか知りませんけれども、それは別として、この制度そのものがやはり考えられなくちやならない点を含んでおるのじやないか。

それで時間も進んでまいりましたので、使用料の問題、これとも関連してまいりましたが、この使

用料の沿革をやはりひとつ大臣考えていただきたいと思うのです。大臣も昔お役人をやっておられた、そこにはし尿なり清掃というものは市に義務だ、義務の事務だ、だからこれは義務の事務であり行政目的のために強制的にこれをやる事務であり行政目的のために強制的にこれをやる事務であります。だからこれが予想しておられる、皆さんが必ずと一貫しておったと私は思います。またそれが本来のあり方、本来の市町村の仕事だ。その市町村の行政目的のために、保健衛生その他の行政目的のために建造物をつくるのだ。その建造物に対する手数料使用料をとるということは、これは理論から考えても問題点を含んでいる。選択の自由がある建造物に対して、自由意思によつて使用者に対する手数料をとるということは、これは手数料使用料をとるといふことは、これは必ずしも抽象的なことばで言つておられると私は思います。実際どうなんだといわれれば、なかなか答えられない。市町村長が、その意味において、議会でも答弁を一体できるだらうか。局長さんでさえも抽象的なことばで言つておられると私は思います。昭和五年にかけての日本の行政というものは、古い型におけるところの行政であつたにしる筋を通しておったと思います。しかしながらこれがやはり問題なのは、昭和五年における汚物掃除法改正ですか、この法律ができてまいりましたのも、市町村のほうからし尿処理をして財源が不足するから手数料をやってもらいたい、こういう形で、し尿取り扱い料としての相当の厳格なワクを与えた上で、財源が不足だから、行政目的から強制なんですから理論上おかしいけれども、町村財政の問題だからひととこまで踏み切らうではないか、こういう形が昭和五年にできてしまつたのだと思います。それが昭和十四年になり大阪市に對して許可が出てまいつた。このことの沿革を見てまいりましても、し尿の手数料をとるならわゆる終末処理に対しましてもそれが許可——当時は市町村制は許可制でありますから、許可制がとられてまいつた。こういう沿革

を考えまいりまして、料金原価ですか、いわゆる下水道法に、昭和三十三年に初めて法として定められました。そのころにはし尿なり清掃というものは市に義務だ、義務の事務だ、だからこれは義務の事務であり行政目的のために強制的にこれをやる事務であります。再び都市センター並びに全国市長会の荻野委員会の答申、いわゆる先ほど局長さんが言われる汚水が七割、雨水が三割だ、維持管理に対するは、共管に對しましてはそれぞれ五〇%ずつだ、これでどうだ。しかし全くこれは詳細に考えてまいりますと、この基準は、町村の行政目的のために、保健衛生その他の行政目的のために建造物をつくるのだ。その建造物に対する手数料をとるといふことは、これは手数料使用料をとるといふことは、これは必ずしも抽象的なことばで言つておられるのに、市町村長が条例によつて使用料をとつたにしる筋を通しておったと思う。しかしながらこれがやはり問題なのは、昭和五年における汚物掃除法改正ですか、この法律ができてまいりましたのも、市町村のほうからし尿処理をして財源が不足するから手数料をやってもらいたい、こういう形で、し尿取り扱い料としての相当の厳格なワクを与えた上で、財源が不足だから、行政目的から強制なんですから理論上おかしいけれども、町村財政の問題だからひととこまで踏み切らうではないか、こういう形が昭和五年に変化してまいつておりますか。竹内(憲)政府委員 四十年度末におきまして使用料を徴収しております都市は百九都市でござります。使用料をいたしまして九十八億五千万円でござります。

○佐野(憲)委員 実はこの場合を見てまいりましたが、やはり市町村の仕事でも、使用料もとらない、こういう都市があるわけですね。二百七の下水道都市のうち半分程度しか使用料もとらない。それでやつていこうではないか、本来の市の仕事じゃないか、住民福祉につながる根本的な町村の存立要件でもある、こういうことでやつておるしまだ現に行なわれておる。そういう都市が多くあるときに、片方皆さんのほうが、使用料をとるのが当然なんだ、しかもこういった基準があるんだと言われるが、その基準は具体的には消化し切れない。なじめない。沿革的に

おいても納得できない。だから、全国の市町村はやつていいのが半分もあるではないか。こういう点に對してどうお考えになりますか。しかも維持管理費とその使用料との割合から考えてまいりましても、皆さんのが予想しておられる、皆さんのが許可——当時は市町村制は許可制でありますから、許可制がとられてまいつた。これがとられたまつた。使用料をとるということが許可——当時は市町村制は許可制でありますから、許可制がとられてまいつた。この場合におきましても、大臣、どうです。非常に問題があると思いますけれども、これは別の機会に検討させていただきたいと思いますが、この場合におきましても、大臣、どうですか。建設省の付属機関として道路審議会がある。あるいは河川審議会がある。住宅審議会が諮問機関として持たれておる。ところが、下水道に対するところの確固たる方針なり何なりというものは

持つておられるのかどうか。そういう機関が一体建設省の中にあるんですか。その点はどうお考えになりますか。

○西村国務大臣 審議会はいまこのためにはない  
わけでございます。したがいまして、これが必要  
ならまた考へてもみたまうと思ひますけれども、現  
在のところ、河川とか道路とかいうような、そ  
ういう審議会はないわけでござります。

○佐野(憲)委員 ですから、全国市長会なり都市  
センターが自分のところの仕事だから自分たちで

金を出し合ってやろうじゃないか。東京都は困つたから理念的な根拠がほしい。だからそれを聞いておる。それに、建設省が五カ年計画を立てる素材にしろ何にしろ、それだから実は知恵を借りたと申しましては語弊がありますけれども、それによつて説明しておる。これは私は、長期政策における事業量なり目標なりを定めるためにもより根拠が薄いものになるのぢやないか。時間がないのでは私は最後に質問しようと思ひながらできないわけですけれども、一体こういう長期計画を立てるときにおける作成過程において、地方団体とどういう協力関係を持たれておるか。こういう点につきましても、たとえば先般改正がありましたけれども、昭和二十六年の公営企業三カ年計画、これを裏づける法律がまず私は最初だったと思います。これには県知事が市町村長と協議をして資料をつくる。その資料を大臣に提出する。大臣はそれらに基づいて審議会の質問を得て決定をする。ところが、そういう制度が昭和三十三年の道路整備五年計画になつてしまりますと、いわゆる市町村長なり県なり道路を管理しておる管理者、それらの者の意見というものが全く法律的な面においては改正されてしまった。制度的に保障されなくなつてしまつた。あるいは運輸大臣その他と協議しなくちやならぬ、こういう制度上のなにがありますけれども、なくなつてしまつてきておる。しかし道路整備五年計画の場合におきましては、特に整備するために三分の一の、たとえば国道にいたしましてもこの区間は四分の三にする

という特例、財源措置、ガソリン税など目的税がどうのこうの、これで町村財政に対する影響につきましても、いろいろ問題がありますけれども、問題はたくさん含んでおりますけれども、そういう緊急措置法としての法律要件ができるまでまゝつておる。ところが、昭和三十五年の河川法、いわゆる治水緊急整備法になつてしまりますと、関係大臣と協議をしてこれを県知事に通達する。財源的な問題は一切ぬぐい切つてしまつた。もとひどい下水道整備計画、生活環境緊急整備計画、いわゆる下水道の前身、これになつてしまりますと、全く木で鼻をくくつたように、五ヵ年計画によつて目標と事業量を定める。もう県知事や市町村に報告する必要もなければ通知する必要もない。ただきめるんだぞ。これに対する財源その他に対しましては倫理規定として努力しなくちやならぬ、投げかけておるのは事実だと思います。中央集権的、公共事業そのものが集権化の傾向があるときに、この集権化をいかにチェックするか、これが一つの大きな地方自治のたてまえから問題がありますけれども、そういう長期政策を進めてくる上に、少なくとも民主主義的な保障なり担保が法律上要件としてなされていたものがだんだん削り取られてきた。全く下水道整備五ヵ年計画をやるんだけど、それは企画庁とか厚生大臣と協議してつくったんだ。一体自分たちの大切な町村の存立要件となるべき下水道といふのは、将来の都市づくりはどうやっていくんだ、それに対し意見を聞く必要もない。自分の付属の機関、都市計画審議会にこれを聞けばいいんだ、あとは聞く必要はないんだ。しかもその決定がいましても、財源的にどうするのだ、これらに対する國の責任なりあるいはそれに対する國の助言なりいろいろな問題、市の財源を一体どう充実するか、それらに対する保障はどうするか、これらに対することが法律的に全く殺滅されてきてる。こういう乱暴な

形で地方自治というものは、一体どうなつてしまふのだろうか。民主政治の基盤である地方自治、しかも地方自治のたてまえから、公共事業における集権性というものからある程度までは保障しなくちゃならない。そういう形でいかなくちゃならないのに、これはあまりにも乱暴じやないか。この道路整備五ヵ年計画の際にも触れさせていただきたいと思いますけれども、私は少し乱暴過ぎる立法のやり方じゃないかと思う。

一時までだそうで時間的にも制約されましたので、そうした問題につきましてもつと大臣

しまっておることを私は指摘をいたしておるわけです。住宅の場合にいたしましてあるいは道路の場合は道路審議会、これは建設省の付属機関であります。付属機関として地方財政にどういう影響を及ぼすかは大きな問題です。これは第二種財政交付金二十五億円をめぐりまして大きな問題を提起されておるであります。こういう問題に対して国としてあるいは地方財政全体を中心としてどうあるべきか。だからこそ四分の三とかいうものが整備五カ年計画の中に目的税としてガソリン税の問題も出てくるであります。それらのことと一体下水道と比較して制度的に立法論を——その点を私は指摘しておるので、それは国と市長村長との間に内申なりいろいろな形でとられておることは十分に了承しております。

○森下委員長 これにて両案に対する質疑を終了

○森下委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○森下委員長 御異議なしと認めます。よって、両案に対する質疑は終了いたしました。

○森下委員長 起立総員。よって、両案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

下水道法の一部を改正する法律案及び下水道整備緊急措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

そこで、両案を一括して直ちに採決いたします。

○森下委員長　ただいま議決いたしました下水道法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず提案者から趣旨の説明を求めます。岡本隆一君。

した下水道法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

#### 下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、下流に大都市を有する河川の水質保全を図るため、特に緊急に整備することを要する公共下水道に対する国庫補助については、特段の措置を講すべきである。

右決議する。

次にその理由であります。が、わが国の公共投資の著しくおくれて居ることは周知の事実であり、中でも公共下水道のおくれはその最たるものであります。都市における屎処理の姿はまさに後進國そのものの姿であります。そのおくれた下水道の整備を促進するために、このたび下水道関係一

法案が提案され、ただいまそれが議決されましたことはまことに御同慶にたえないところであります。

しかしながらこうして整備促進の方針が議決されましても、その実施主体である自治体の財政がこれにたえなければ、それは単に絵にかいたものとなるにすぎないのであります。ことに下流に大都市を控え、しかも中流に大きな都市の発展しつつある河川につきましては、人口の増加、産業の発展とともに水質の汚濁はますますはなはだしく、ためにこれらの中流の都市の下水道施設整備促進は特に緊急なる課題となつて居るのであります。ところが下水道整備には、幹線管路は補助対象になつておりますが、末端の管路は対象から除外されておりますので、ばく大な投資が必要といたします。したがつて、これらの自治体はどうい財政的にそれえたることはできないのであります。さればこそ行政管理庁も昨年九月下水道に関する行政監察結果に基づく勧告においてその点を指摘し、水質基準の設定された地域については基準の励行がはかられるよう國としては重点的に特に強力な助成措置を講すべきであることを強調しております。下流に大都市を控え、

その流域の水質保全のため特に早急な下水道の整備を要求されて財政的重圧にあえぎつゝある都

市に対し、国庫補助率とともに補助対象においてあります。

これ本案に附帯決議を付せんとする理由であります。各位の御賛同をお願いいたす次第であります。（拍手）

○森下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○森下委員長 起立総員。本動議は可決されました。よって、岡本隆一君外三名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決定いたしました。

#### 〔賛成者起立〕

○西村国務大臣 政府といたしましては、ただいまの附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、善処をいたしたいと思います。

#### 〔賛成者起立〕

○森下委員長 御異議なしと認めます。よつて、

#### 〔報告書は附録に掲載〕

そのように決しました。

### 近畿圏の保全区域の整備に関する法律案

#### （目的）

第一条 この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に關し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律で「既成都市区域」とは、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する区域をいう。

#### （保全区域の指定）

#### （近郊緑地保全区域の指定）

#### （内閣総理大臣の権限）

る事項につきその大綱を定めるものとする。

#### （保全区域の整備の基本構想）

#### （土地の利用に関する事項）

#### （文化財の保存、緑地の保全又は觀光資源の保護に関する事項）

#### （保全区域の整備に関する事項）



届出又は通知をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事に協議しなければならない。

9 次の各号に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。  
一 保全区域整備計画に基づいて行なう行為で政令で定めるもの  
二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの  
(原状回復命令等)

第十一条 府県知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に對して、相当の期限を定めて、当該近郊緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 府県知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聽聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聽聞に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせること

ができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

第十二条 府県は、第十条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に對して、通常常生すべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 第十条第一項の許可に係る行為をするために、他に、行政手の許可その他の処分を受けけるべきことを定めている法律(法律分を受けるべきことを定めている法律)に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に對して、その損失を補償する場合に於ては、この限りでない。

2 国は、第十二条第一項の規定による土地の買入債及び第十三条第一項の規定による土地の買入債に要する費用について、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(報告及び立入検査等)

第十六条 府県知事は、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に要する費用は、府県の負担とする。

2 国は、第十二条第一項の規定による損失の補

償及び第十三条第一項の規定による土地の買入債に要する費用について、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(報告及び立入検査等)

第十七条 この法律の規定により、府県が処理するものとされている事務又は府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。

(大都市の特例)

ものについて、その所有者から第十条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより

当該土地を府県において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、これを買入れるものとする。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(大都市の特例)

書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(大都市の特例)

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

第十四条 府県は、前条第一項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

(買入された土地の管理)

第十五条 近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区的指定があつた後における当該近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑

地の保全に要する費用は、府県の負担とする。

2 国は、第十二条第一項の規定による損失の補

償及び第十三条第一項の規定による土地の買入債に要する費用について、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(報告及び立入検査等)

第十六条 府県知事は、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときには、その必要な限度において、第十条第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に對して、當該行為の実施状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(土地調整委員会の裁定)

第十七条 第十条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上近郊緑地特別保全地区的指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第十条第一項の許可の申請に係る行為が社

会通念上近郊緑地特別保全地区的指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第十条第一項の許可の申請に係る行為が社

会通念上近郊緑地特別保全地区的指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第十条第一項の許可の申請に係る行為が社

会通念上近郊緑地特別保全地区的指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第十条第一項の許可の申請に係る行為が社

会通念上近郊緑地特別保全地区的指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

(土地調整委員会の裁定)

第二十条 第十条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるとき

は、土地調整委員会に裁定の申請をすることが

できる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てを

定する処分につき、処分が誤つて審査請求を

することができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規

定する処分につき、処分が誤つて審査請求を

することができない旨を教示した場合に準用す

る。

(罰則)

第十三条 府県は、近郊緑地特別保全地区内の土地で当該近郊緑地の保全上必要があると認める

- 第二十一条 第十一条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の一の徴収又は五万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第一項の規定に違反した者
- 二 第十条第三項の規定により許可に附された条件に違反した者
- 三 第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十六条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (都市計画法の一部改正)
- 2 都市計画法の一部を次のように改正する。
- 第十条に次の二項を加える。
- 都市計画区域内に於てハ近畿圏の保全区域の整備に関する法律ニ依ル近郊緑地特別保全地区の指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ
- (建設省設置法の一部改正)
- 3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
- 第三条第六号の四の次に次の二号を加える。

- 六の五 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第号)による近郊緑地特別保全地区の指定及びその地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。
- 4 (土地調整委員会設置法の一部改正)
- 二百九十二号の一部を次のように改正する。
- 第四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。
- 二十三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第号)第二十条全法第十八条第一項又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十八条第一項又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十条第一項に改める。
- 第四十五条第一項中「首都圏近郊緑地保全法」を「首都圏近郊緑地保全法(近畿圏の保全区域の整備に関する法律)」に改める。
- 6 第二十五条第一項の規定により近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十条第一項に改める。
- 第四十五条第一項の規定により近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するため必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。
- 7 前項の規定により近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するため定められた事項は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定により許可に附された条件とみなす。
- (近畿圏整備法の一部改正)
- 5 近畿圏整備法の一部を次のように改正する。
- 第四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。
- 七 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

理由

近畿圏の保全区域の計画的整備を図るため、保全区域整備計画を作成することとするとともに、大都市の近郊における緑地の荒廃の状況にかんがみ、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地を保全するため近郊緑地保全区域等の指定、近郊緑地保全区域等における行為の制限その他近郊緑地の保全に關して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○西村国務大臣 ただいま議題になりました近畿圏の保全区域の整備に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近畿圏整備法第十四条の規定において、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全しもしくは開発する必要があると認める区域を保全区域として指定し、その整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとされていることは御承知のとおりであります。

保全区域の現況には、最近における住宅、産業、観光施設等の開発の進行に伴い、郷土特有の自然美や貴重な文化遺産及び大都市近郊の緑地の荒廃は日とともに激しさを加えております。一方、近畿圏に所在する豊富な観光資源を開発しこれを活用することは、国民の健全な生活の意欲を増進するためにきわめて肝要なことであり、また、大都市生活者をはじめとする近畿圏内の住民の生活水準の向上、交通機関の発達に伴うレクリエーション活動の需要にこたえる必要があります。

また、近郊緑地保全区域内の特に重要な部分につきましては、建設大臣が都市計画の施設として近郊緑地特別保全地区を指定し、工作物の新增築等についての府県知事の許可を受けなければならぬことなどといいます。

第三に、府県は、工作物の新增築等についての許可を受けることができないために損失を受けた者に対しまして、通常生ずべき損失を補償するものとするとともに、土地の所有者から許可を受けることができないため利用に著しい支障を来たすので、その土地を買い入れてもらいたい旨の申し

街地化が活発となり、あるいは交通施設の整備と関連して荒廃が著しく、いまやそのまま放置できない現況にあります。

近郊緑地の保全についての現行法の制度としては、都市公園法、自然公園法等がありますが、沿った効果をあげているところであります。都市近郊の無秩序な市街地化の防止、大都市地域の住民の健全な心身の保持増進等のための近郊緑地の保全をはかるうとする見地からは必ずしも十分とは申し上げられない状況であります。

このような保全区域の実情等にかんがみまして、保全区域全体についての整備計画を樹立するとともに、特に緊急に保護を必要とする近郊緑地の保全のための新たな制度を確立することが必要であります。

これがこの法律案を提案する理由であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、近畿圏の保全区域の計画的整備をはかるため関係府県知事がそれぞれの保全区域についての保全区域整備計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けることといたします。

第二に、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地について、内閣総理大臣が近郊緑地保全区域を指定し、工作物の新增築等については、府県知事に届け出をしなければならないこととしております。

また、近郊緑地保全区域内の特に重要な部分につきましては、建設大臣が都市計画の施設として近郊緑地特別保全地区を指定し、工作物の新增築等についての府県知事の許可を受けなければならぬことなどといいます。

第三に、府県は、工作物の新增築等についての許可を受けることができないために損失を受けた者に対しまして、通常生ずべき損失を補償するものとするとともに、土地の所有者から許可を受けることができないため利用に著しい支障を来たすので、その土地を買い入れてもらいたい旨の申

出があった場合は、その土地を買入れるものといたしております。

第四に、国は、府県に対しまして、府県が損失補償及び土地の買入を行なうため必要な費用の一部を補助するものといたしております。

第五に、国及び地方公共団体は、保全区域整備計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんにつとめるものといたしております。

また、国は、府県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のため行なう事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び該当府県の財政状況が許す限り、配慮するものといたしております。

第六に、以上のはか、大都市の特例、罰則その他所要の規定を設けております。  
以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○森下委員長　去る十九日付託になりました中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案の説明を聽取いたします。西村中部圏開発整備長官。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案

(目的)

第一条　この法律は、中部圏の都市整備区域及び都市開発区域の整備並びに保全区域の整備に関し必要な事項を定め、もつて中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)以下「法」という)第一条に規定する目的の達成に寄与することを目的とする。(定義)

第三条　この法律で「都市整備区域」とは、法第十二条第一項の規定により指定された区域をい

う。

2　この法律で「都市開発区域」とは、法第十四

一条第一項の規定により指定された区域をい

う。

3　この法律で「保全区域」とは、法第十六条第

一項の規定により指定された区域をい

う。

(都市整備区域建設計画等の承認)

第三条　都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、関係県知事は、法第九条に規定する基本開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見をきいて、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画、当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画又は当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、中部圏開発整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

(都市整備区域建設計画等の内容)

第四条　都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一　都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想

二　人口の規模及び労働力の需給に関する事項

三　産業の業種、規模等に関する事項

四　土地の利用に関する事項

五　次に掲げる施設の整備に関する事項

イ　道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設及

び通信施設

ロ　住宅用地、工場用地等の宅地

ハ　公園、緑地等の空地

ニ　河川、水路及び海岸

ホ　住宅等の建築物

ヘ　水道、工業用水道、下水道、汚物処理施

ト　設等の供給施設及び処理施設

チ　公害の発生の防止に関する施設

リ　学校等の教育文化施設

ス　流通業務市街地における流通業務施設

ト　その他政令で定める主要な施設

チ　都市整備区域又は都市開発区域の整備及び

六　都市開発区域建設計画、当該都市開発区域に係る当該都市整備区域又は都市開発区域の区域外にわたる前号イ、ニ及びヘに掲げる施設の整備に関する事項

第五条　保全区域整備計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一　保全区域の整備の基本構想

二　土地の利用に関する事項

三　観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項

(都市整備区域等の都市計画)

第六条　建設大臣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条第二項の規定により都市整備区域又は都市開発区域により都市計画区域を決定しようとするとときは、同項の規定にかかるい。らす、関係市町村の意見をきくことを要しない。

(都市整備区域等の都市計画)

第七条　建設大臣は、都市計画法の規定による都市計画を決定しようとするとときは、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を尊重するものとする。

(施設の整備等)

第八条　低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第五条の規定が適用される場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)第六条第二項の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合において、これらの措置が政令で定める場合において、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるい。らす、関係市町村の意見をきくことを要しない。

(国有財産の売払代金等の特約)

第九条　各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十二号)第四条第二項に規定する各

省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)

は、都市整備区域内又は都市開発区域内におい

て政令で定める製造業(物品の加工修理業を含む)、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に

対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令

計画及び保全区域整備計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんに努めるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第八条　低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第五条の規定が適用され

る場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)第六条第二項の規定により、政令で

定める地方公共団体が、都市開発区域内におい

て製造の事業の用に供する設備を新設し、又は

増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装

置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係

る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合において、これらの措

措置が政令で定める場合において、これらの措

置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところ

により算定した額を同条の規定による当該

地方公共団体の各年度における基準財政収入額

は、同条の規定にかかるい。らす、関係市町村の意見をきくことを要しない。

(国有財産の売払代金等の特約)

第九条　各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十二号)第四条第二項に規定する各

省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)

は、都市整備区域内又は都市開発区域内におい

て政令で定める製造業(物品の加工修理業を含

む)、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に

対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令

で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設設計画に照らして適切であると認められるときは、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設設計画の特約をすることができる。

- 2 各省各厅の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 3 各省各厅の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適切でないと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

##### (中部開発整備法の一部改正)

中部開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

##### (中部開発区域、都市開発区域及び保全区域の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百二号)の施行に関する事務)

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

3 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二十九号)第八条第二項の基本整備計画に」の下に「中部圏の区域内の大都市に係るものにあつては、中部開発整備法(昭和四十年法律第二百二号)第九条第二項の基本開発

整備計画に」を加える。

#### 理 由

中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与するため、都市整備区域建設設計画、都市開発区域建設設計画及び保全区域整備計画を作成することとともに、これらの計画を達成するための施設の整備等に関し必要な事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

西村國務大臣 ただいま議題となりました中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申上げます。

この法律案は、中部開発整備法第十五条及び第六条第三項の規定に基づくものであります。そこで、都市整備区域において計画的に基盤整備を行ない、都市開発区域を工業等の産業都市その他都市整備区域以外の地域の発展の中心的な都市として開発整備し、及び保全区域において観光資源を保全し、もしくは開発し、緑地を保全し、または文化財を保存するため、都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に必要な事項を定め、もって東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展をはかり、あわせて社会福祉の向上に寄与しようとするものであります。

その内容の第一点は、都市整備区域建設設計画、都市開発区域建設設計画及び保全区域整備計画の樹立に關することといたします。

第二点は、都市整備区域建設設計画、都市開発区域建設設計画及び保全区域整備計画を達成するため

の優遇措置等についてであります。すなわち、国及び地方公共団体は、これらの計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんにとること、都市整備区域建設設計計画または都市

開発区域建設設計画に照らして適切であるときは国庫、都市開発区域への工業の立地を促進するため、地方税の不均一課税に伴う地方財源の補てん措置を講ずることといたします。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申上げます。

#### (重要事項の説明等)

第十四条の二 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借を成立させるかの依頼者に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、少なくとも次の各号に掲げる事項について説明をしなければならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる事項についての説明は、これらの事項を記載した書面を交付してしなければならない。

一 当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記載された所有者の氏名(法人については、その名称)

二 都市計画法(大正八年法律第三十六号)、建築基準法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに関する事項の概要

三 私道に関する負担に関する事項

四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況(これらの施設が整備されていない場合においては、その整備に見通し及びその整備についての特別の負担に

五 代金、交換差金及び借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

六 契約の解除に関する事項

七 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

八 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

#### (書面の交付)

第十四条の四 宅地建物取引業者は、必ずから当事者として、若しくは当事者を代理して宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約を締結したとき、又はその媒介により宅地若しくは建物

の売買若しくは交換の契約が成立したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面をその相手方又は依頼者（当事者を代理したときは、その相手方及び依頼者）に交付しなければならない。

一 当当事者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所

二 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するため必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定するため必要な表示

三 代金又は交換差金の額並びにその支払の時期及び方法

四 宅地又は建物の引渡しの時期

五 移転登記の申請の時期

六 代金及び交換差金以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容

九 代金又は交換差金についての金銭の貸借のあつせんに関する定めがある場合においては、当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十 天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容

十一 当該宅地又は建物に係る租税その他の公課の負担に関する定めがあるときは、その内容

十二 宅地建物取引業者は、当事者を代理して宅地若しくは建物の貸借の契約を締結したとき、又はその媒介により宅地若しくは建物の貸借の契約が成立したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面をその相手方及び依頼者又は依頼者に交付しなければならない。

一 前項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項

二 借貸の額並びにその支払の時期及び方法

三 借貸以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

第十八条次の一号を加える。

三 手附について貸付けその他信用の供与することにより契約の締結を誘引する行為

第二十条第一項第三号中「第二十条の二」を「次

条第一項又は第二項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に、「第一項」を「第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を

「第四項」に、「第一項又は第二項」を「第一項から第二項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同

条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二

項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県

道府県の区域内において業務を行なうものが前

項各号の一に該当する場合においては、当該宅

地建物取引業者に対して、当該都道府県の区域

内における業務に関し、必要な指示をすること

ができる。

一 第十四条から第十六条まで、第十七条第二

項、第十八条、第十八条の二又は前条の規定

に違反したとき。

二 次条第一項又は第二項の規定による建設大

臣又は都道府県知事の指示に従わなかつたとき。

三 この法律の規定に基づく建設大臣又は都道

府県知事の処分に違反したとき。

四 前三号に規定する場合のほか、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（経過規定）

るときは建設大臣に報告し、当該宅地建物取引業者が他の都道府県知事の免許を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十条の二に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県

知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都

道府県の区域内において業務を行なうものが前

項各号の一に該当する場合においては、当該宅

地建物取引業者に対して、当該都道府県の区域

内における業務に関し、必要な指示をすること

ができる。

3 前条第八項の規定は、都道府県知事が前項の

規定による指示をした場合に準用する。

第二十一条中「建設大臣又は都道府県知事は、

その免許を受けた宅地建物取引業者に対して」を

「建設大臣はすべての宅地建物取引業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内で宅地建物

取引業を営む宅地建物取引業者に対する」に改め

る。

第二十二条の五を削り、第二十二条の六を第二

十二条の五とする。

第二十四条第三号中「第二項」の下に「又は第三

項」を加える。

第二十五条中「第十八条の規定に違反した者」を

2 この法律の施行前に宅地建物取引業者が依頼者から委託を受けて契約を締結した場合における契約書の送付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

16 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

20 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

21 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

22 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

23 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。  
第一に、宅地建物取引業者は、その業務に関し、宅地または建物の所在、規模、形質、利用の制限、環境、交通の利便、対価またはその支払い方法について虚偽または誇大な広告をしてはならないことといたしました。

第二に、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等に関する注文を受けたときは、その注文をした者に対し、その売買等について、自己がその相手方となるか、代理するか、または媒介するかの別を明らかにしなければならないことといたしました。

第三に、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等の相手方または依頼者に対し、契約の成立前に、当該宅地または建物に関し、抵当権等登記された権利の内容、都市計画法、建築基準法等に基づく制限、飲用水等の供給施設の整備状況、手付、権利金等の額及び性格、違約金に関する等重要な事項について説明しなければならないことといたしました。

第四に、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等の相手方または依頼者に対し、手付について貸し付けその他信用の供与をすることにより契約の締結を誘引してはならないことといたしました。

第五に、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等の相手方または依頼者に対し、手付について貸し付けその他信用の供与をすることにより契約の締結を誘引してはならないことといたしました。

第六に、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で業務を行なう宅地建物取引業者に対しては、その免許を受けた者でなくとも、必要な指導、指示、業務の停止等をすることができる」といたしました。

第七に、以上の禁止または義務に関する規定を実効あらしめるため、所要の罰則を設けるとともに

に、監督規定の整備を行なうことといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○森下委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○森下委員長 各案に対する質疑は後日にこれを譲ります。

本日はこの程度にとどめ、次会は来る二十六日金曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたしました。

午後一時二十三分散会

建設委員会議録第七号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	一三	「一勤労者	「一 勤労者
四	四元	みますと、なか なか考えてみま すと、	みますと、
五	三々四	考方	考方
六	四六	引き下げ、等	引き下げ等
七	三末六	これに	これにて